# 官民競争入札等監理委員会事務局組織規則 （平成十八年内閣府令第七十一号）

##### １

官民競争入札等監理委員会の事務局に、企画官一人を置く。

##### ２

企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

# 附　則

この府令は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の施行の日（平成十八年七月七日）から施行する。